

## 活動報告例

{注：名称等は報告した当時のままとしてある}

\* \* 市 \* \* 地区民生・児童委員協議会

平成 \* 年 \* \* 月 \* \* 日 (\*曜日)

\* \* 農協組合・和室

### 活動事例報告 『\* \* 家族に関する福祉・医療関係者検討会』

報告者 児童委員 ○○ ○○子

\* \* 県 \* \* 児童相談所

児童福祉司 \* \* \* \* \*

#### 1 前回報告以後のケース概要

家出していた母親は帰宅しているらしいが、一方父親は、労災事故で総合病院に入院中、病院内で他人へ暴力をふるい、精神科病院へ転院して、現在も入院が継続している。

精神薄弱児施設「\* \* 学園」に入所している長男のA男（18歳）は、母親の面会が途絶えているため不安定になっており、無断外出が再発する恐れもあって、施設側ではA男を自宅に連れていき、無人状態を見せて納得させることも検討していたところ、去る \* 月 \* 日（日）の昼近くに、母親がひょっこり施設に来てA男に顔を見せたのでやや安定した。

しかし、A男は来年3月、養護学校の高等部を卒業したら地元に帰り、自動車の運転免許をとることに固執しており、児童福祉法の対象年齢を超過し、措置延长期限も切れることから、施設解除後の処遇が心配されている。

#### 2 ケースカンファレンス（事例検討会）開催

日時 平成 \* 年 \* \* 月 \* \* 日（金）午後 1 時 30 分～4 時

場所 \* \* 組合 1 階会議室

出席者 \* \* 学園 \* \* 園長、\* \* 係長、\* \* 担当、

\* \* 保健所 \* \* 保健婦、\* \* 精神保健相談員、

地区担当 ○○ ○○子・児童委員、

\* \* 病院 \* \* P S W、

\* \* 市 \* \* 児童課主査、\* \* 福祉課主査、

\* \* 児童相談所 \* \* 児童福祉司、

結果概要 各自が関与担当している経過を順次説明、これまで部分的にしか把握していなかつた \* \* 家族の全体像が明確化できたことは、大きな収穫であった。今後も相互に連携を密にして、B家族への援助策の検討と充実した福祉のネットワークづくりを目指すことを確認しあった。

#### 《参考・前回民生・児童委員協議会（平成 \* 年 \* 月 \* \* 日）報告の再掲》

##### 1 ケース概要

本児は、中度の知能発達遅滞がある障害児である。

昭和 \* \* 年 \* \* 月から精神薄弱児施設「\* \* 学園」に入所しており、父親は精神病院に入退院を繰り返している。母親や姉妹にも知的発達の問題があるようで、家族全体に対する福祉的援助が必要と考えられる。

母親は、その後、家出して隣の市で同棲しているもようだが、本児が無断外出したときなどには、施設からの連絡に応じ、当地に来て捜索に協力している。

##### 2 家族関係図（略）

##### 3 活動概要

\* 月 \* \* 日早朝、本児が施設から無断外出。\* \* 市内から電車の線路を辿って、家に帰ったところを保護し、施設職員が連れ戻したが、再度、無断外出したため、児童相談所からの調査依頼を受けて、児童委員が夜間にもかかわらず、住居訪問して、その様子を施設へ報告し感謝されたものである。

昨年 \* \* 月にも無断外出があり、今回と同様に、担当児童委員が地元小学校と連係して、無事に本児を保護したことがある。（以下、略）

平成16年度 民生委員・児童委員リーダー研修会  
開催要綱

## 1. 趣旨

平成12年に成立した社会福祉法において、民生委員・児童委員は、住民の立場に立った、地域福祉活動の担い手として、大きな役割が期待されている。

また、常に住民の身近な存在である民生委員・児童委員は、住民の声を地域福祉計画に反映させ、住民がそれぞれ地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるまちづくりに、力を入れて取り組んでいかなければならない。

しかし、少子高齢化の進展、長引く景気低迷に伴う経済・雇用環境の悪化などの社会状況下で児童虐待、ドメスティックバイオレンス、ホームレスなど、新たに支援が必要と考えられている人びとの対応も取り組んでいかなければならない。

このように複雑化してきている福祉課題に対し、民生委員・児童委員の個別支援のみではなく、単位民児協組織として関係団体等との連携や地域福祉ネットワークでの対応も必要となってきている。

本研修会は、今日における民生委員・児童委員活動の方向性を探るとともに、地域における活動のリーダーの養成・資質向上を目的に、開催する。

2. 主 催 全国民生委員児童委員連合会 全国社会福祉協議会

3. 期 日 平成17年2月14日（月）～16日（水）

4. 会 場 全社協・灘尾ホール 他

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

## 5. 参加者

(1) 参加定員 300名（各都道府県・指定都市5名程度）

(2) 参加対象 地域における単位民児協による実践活動、あるいは他の関係団体と協働して実施している実践活動の中で、その活動の中心となり、リーダー的役割を果たしている民生委員・児童委員。

※注 具体的には、単位民児協内の部会長や副部会長等の民生委員・児童委員、主任児童委員を想定しています。また、ここでいう「実践活動」とは、ふれあいサロンや子育てサロンなど、単位民児協や、地域の社協やボランティア等と協働して行っている小地域活動などをさします。

(3) 参加条件 ①必ず全日程参加できること

②全民児連の評議員でないこと

③単位民児協正副会長でないこと

ただし、一斉改選の年度のリーダー研修会に関してのみ、新たに単位民児協会長又は副会長になられた方で、過去に本研修会に参加したことの無い方に関しては参加対象とさせていただきます。

④事前レポートを提出できること ※グループ討議の際、情報交換及び討議の資料。

(4) その他 参加者の選定にあたっては、男女が平等に参加機会を得られるようご配慮ください。

6. 参加費 3,000円

7. 日程及び内容 (2泊3日)

【2月14日（月）】 第1日

12:30 受付

13:00 開会・あいさつ

13:10 基調講演 「組織で取り組む福祉課題への対応 ～キーワードは共生と連携～」

※社会状況や福祉制度が急激に変化している中、民生委員・児童委員は今後、地域において組織で関係団体等と連携して取り組む必要が発生してきている。これからの民児協活動を考える。

講 師 ルーテル学院大学 総合人間学部社会福祉学科

学長・教授 市川 一宏 氏

14:40 休憩 (20分)

15:00 事例発表 「小地域ネットワーク事業」  
コーディネーター  
ルーテル学院大学学長 教授 市川 一宏 氏  
※実際に関係団体等と連携し、福祉課題に対応している単位民児協の活動事例を  
基に、どのような活動を行うことができるか考える（4事例程度発表予定）

16:40 mj ASSIST（民生委員・児童委員活動支援情報システム）説明

17:00 1日目終了

【2月15日（火）】 第2日

10:00 連続レポート 「新たな福祉課題への対応」

（10:00）連続レポート

①高齢者虐待防止の取り組み

レポーター 東京都世田谷区在宅サービス部在宅サービス課 課長 阿部 晃一氏

②精神障害者支援の取り組み

レポーター 埼玉県新座市精神保健サロンひまわり 村田 京子氏

③児童虐待に対する取り組み

レポーター 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち

昼食休憩（50分）

13:00 グループ討議課題説明 全民児連 副会長 藤村文彬氏

13:15 グループ討議「活発な定例会にするために」

※単位民児協活動を活性化していくには、活発な定例会の運営が必要不可欠です。12月の一  
斉改選により、新しい仲間を迎える、リーダーとして活発な定例会の運営について考える。

16:30 2日目終了

【2月16日（水）】 第3日

10:00 人権ビデオ

「あなたを守りたい～DVと児童虐待～」法務省人権擁護局

10:30 パネル討議 「これからのお生委員さんへ先輩からのメッセージー」

※一斉改選を終えて新たにリーダーになられた方、新たな仲間が加わりこれから活動をどう  
のようにおこなっていくか迷っているリーダーの方へ、民生委員・児童委員活動に造詣の深い  
方々に、それぞれの経験に基づいて語っていただく。

司会 東京都民児連 事務局次長 間野 茂氏

パネリスト 全民児連 顧問 光田 鈴氏

全民児連 副会長 藤村 文彬氏

千葉県社協 副会長 宮島 林景氏 ※前全民児連 理事

12:00 閉会

8. エムジェイ・アシスト（mj ASSIST）体験コーナーの設置（略）

9. 参加申込、締め切り等（略）

10. 送迎バスについて（略）

11. 昼食について（略）

12. 事前レポートについて

（1）事前レポートを、所定の様式にご記入の上、平成17年1月14日（金）までにご提出ください。

（2）事前レポートの様式（MS-WORD）を希望の方は、z-minsei@shakyo.or.jpまで、メールをお送りく  
ださい。その際、件名を「リーダー研修会レポート様式希望」としてください。

（3）事前レポートは、研修会におけるグループ討議の際の情報交換・討議の資料となるものです。

ご提出いただいたものをそのまま印刷し、本研修会の資料の一部といたします。

【事前レポート送付先（なるべく電子メールで送付して下さい）】（※問合せ先）

全国社会福祉協議会 民生部（担当：岡部、由本）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

Tel 03-3581-6747/Fax 03-3581-6748

電子メール z-minsei@shakyo.or.jp

児童虐待に対する取り組み  
～虐待死事件から学ぶ改善策～

NPO法人:子どもの虐待防止ネットワーク・あいち  
理事・社会福祉士 矢満田 篤二

《レポート概要》

第一部

宮城県と栃木県で起きた実子や里子の虐待死事件について、「反応性愛着障害」の診断仮説を立て、里親研修の主要項目である再育児療法を引用して、虐待の予防と改善策および児童育成の基本理念を提示します。

第二部

提供したテキスト、「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち」のブックレットNo.4を使って、児童虐待の防止活動で著名な津崎哲郎さんの講演から要点を紹介します。

第一部

1 反応性愛着障害とは

米国の『精神疾患の診断・統計マニュアル《新訂版》』で診断基準が示されている病名で、正確に記述すると《幼児期または小児期早期の反応性愛着障害》のことですが、以下では、略して「愛着障害」といいます。

診断基準《313.89 幼児期または小児期早期の反応性愛着障害》(要約)

{注：傍線は矢満田が付記}

A 5歳以前に始まり、ほとんどの状況において著しく障害され十分に発達していない対人関係で、以下の①または②によって示される。

① 発達的に適切な形で反応できないことが持続しており、過度に抑制され、非常に警戒し、または非常に両極的で矛盾した反応で明らかになる(例：子供は世話人へ接近、回避などの混合で反応したり、固く緊張した警戒心を示す)【抑制型】

② 拡散した愛着で、適切な愛着の欠如を伴う無分別な社交性という形で明らかになる。(例：知らない人に対しての過度の馴れ馴れしさ、または愛着の対象人物選びにおける選択力の欠如)【脱抑制型】

B Aの障害は、精神遅滞などで説明できず、広汎性発達障害の基準も満たさない。

C 以下の少なくとも1つによって示される病的な養育；

① 安樂、刺激および愛着に対する子どもの基本的な情緒的欲求の持続的無視

② 子供の基本的な身体的欲求の無視

③ 主要な世話人が繰り返し変わることによる、安定した愛着形成の阻害(例：養父母が頻繁に替わること)

D 基準Cの病的な養育に続いて基準Aの障害が始まり、CがAの行動障害の原因とみなされる。

出典 米国・DSM-IV-TR『精神疾患の診断・統計マニュアル《新訂版》』

{ Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fourth Edition Text Revision; DSM-IV-TR } 137頁、【Reactive Attachment Disorder of Infancy Early Childhood】

(訳者：高橋三郎ほか、(株) 医学書院 2004.1.1.発行 新訂版第1刷)

2 新聞記事から愛着障害を推定した実子の虐待死事件

平成14年、宮城県で起きた実子虐待死事件の新聞報道記事を示します。

このケースでは、「反応性愛着障害」の診断基準「病的な養育の存在」として示している「Cの③ 主要な世話人が繰り返し変わることによる、安定した愛着形成の阻害」が児童の虐待死の背景に存在したことことが推定されます。

[毎日新聞：平成14年11月27日] 2歳1ヶ月の長女虐待死で29歳の母親逮捕  
(注：傍線とコメントは引用者・矢満田が記入し、あわせて実名を記号に変換。)

宮城県警気仙沼署は26日、2歳1ヶ月の長女に暴力を振るって死亡させた傷害致死容疑で、気仙沼市＊＊、A子容疑者(29)を逮捕、送検したと発表した。長女の体にはあざがあり、虐待していたとみて調べている。調べでは、A子容疑者は21日朝、長女B子ちゃんの顔を殴る蹴るして、頭がい内出血で死亡させた疑い。容疑を認めている。ぐったりしたB子ちゃんを市内の病院に運んだが、転送先の病院で死亡が確認された。体のあざなどから不審に思った病院が警察に通報した。

気仙沼署によると、A子容疑者は夫(29)、長男(5)、B子ちゃんの4人家族。長男の入院などの世話をで、生後間もなくからB子ちゃんの世話を夫の両親に任せていた。

B子ちゃんがなつかないことを気にしていたという。

県古川地域子どもセンター(古川市)によると、1月29日、気仙沼市市民保健センターを通じて両親から育児相談を受けた。以前から相談に乗っていた保健師と連携を取るよう指導したが、その後、相談はなかったという。

**【コメント：B子ちゃんの新生児期からの分離による愛着形成の不全と母親への反発、いわゆる母親試しに対する周囲からの厳しい言葉「お母さんがもっとB子ちゃんを可愛がりなさい」が母親を追いつめ、疲労困憊と思考力の低下を招いたことが想定される。】**

昨年10月、宮城県の古川市と気仙沼市を訪問し、宮城県の児童相談所と保健所の関係者および気仙沼市の保健センターの保健師に面接して当時の状況を聞き取りした概要は、つぎのとおりです。

面接に応じてくださった皆さんに感謝していますが、心情的につらいためか口が重く、したがって不確かな点もありますが、弁護人や保健師、児童福祉司たちに、愛着障害の推定と里親研修における、「再育児療法」の事例を応用・説明して、母親を援助するという意識は乏しかったのではないかと思わせるものがありました。

### 《裁判経過》

母親の逮捕	平成14年11月26日	宮城県警気仙沼署：傷害致死容疑
起訴	同 12月12日	仙台地検：傷害致死罪
第1回公判	平成15年 1月30日	公判廷：仙台地裁
第2回公判	同 2月17日	求刑：懲役6年、結審
第3回公判	同 3月27日	判決：懲役3年8月 控訴せず確定

この事件の母親と家族に関して、新聞報道と裁判で明らかになった事実関係

長男＝平成8年生まれ(推定) 平成12年11月頃、ネフローゼで入院、母親付き添い

長男の退院＝平成13年9月

長女＝平成12年10月生まれ、生後すぐに父方の祖父母宅へ養育委託

平成14年11月21日、母親から虐待され死亡 [2歳1ヶ月]

### 公判廷における被告人、証人尋問から判明した主な事項

母親A子の母(=子どもの母方の祖母)は平成7年に死亡。A子は、夫の両親から結婚に反対されて、第一子の妊娠がわかったとき、姑は出産に反対して産院を選び中絶をさせていた。夫はパチンコで借金があり、生活苦を妻から責められていたため、虐待を止められなかった。

{注：長男と母親との間で、また愛着障害を形成する危惧感の欠如を憂慮しています。}

### 3 愛着障害の修復例 ~里母が体験する「里親試し」「赤ちゃん返り」~

ビデオ紹介 『傷つく子ども心を癒す』短縮編(約6分) CBC-TV放送 平14.4.20.

愛知県常滑市在住 細川 昌さん 明代さん夫妻の里親家庭

参照：ヘネシー・澄子著『子を愛せない母 母を拒否する子』

66頁～75頁 愛着障害治療例一 「育てなおし」 学習研究社・発行 1,575円

### 4 里親家庭における虐待死事件 ~宇都宮・里子死亡ケース~

平成14年11月3日 栃木県警宇都宮中央署が里親・A子容疑者(43歳)を緊急逮捕

容疑内容：同日午前1時ごろ、自宅居間で、里子の大沼順子ちゃん(3歳)の顔などを手で数回殴り、死亡させた疑い。死因は脳内出血。女児の体に多数のあざがあり、以前から虐待していた疑い。

A子容疑者は「泣きやまないので腹が立って殴った」などと供述しているという。

家庭状況：平成11年9月、A子容疑者は養子縁組希望で里親申請。平成12年2月、里親登録。

平成13年12月、乳児院から男児(4歳)を受託。平成14年7月、妹の順子ちゃんを受託。家族構成は里親夫婦と里子兄妹の4人。

夫は仕事で帰宅は毎晩遅く、夫の父親(71)は里母が「家に閉じこもりがちだった」。

児相対応：家庭訪問は、順子ちゃんを預けた7月12日と、事件2日前の1日の2回だけ。

委託前の研修で「愛着障害」、「里親試し」、「再育児療法・赤ちゃん返り」などの説明ができる職員が配置されていたならば、家庭訪問や電話相談の回数が多いだけでなく、兄を委託した約7か月後に(愛着障害の症状を示す)妹を委託するようなことはしないはずである。兄に虐待の跡は見られないが児童相談所は一時保護。二次的な愛情剥奪の恐れ。

## 5 新聞記事から愛着障害を推定した乳児院在籍児の虐待死事件

つぎに指摘しなければならないのは、乳児院における愛着障害発症の危険性です。

乳児院在籍児の虐待死事件は、この4年余の間に報道されただけでもつぎの4件が数えられます。

(記事の内容は、資料1(4頁)を参照)

[13年3月3日・中日] 2歳娘の遺体を放置し11人の子の母逮捕、2歳まで1年半、乳児院に入所。(愛知県小牧市)

[15年3月7日・朝日] 3歳児衰弱死で母親逮捕、生後、乳児養育施設に預け1年半後に引き取り。(東京都町田市)

[15年11月21日・読売] 2歳女児やけど放置死で母親起訴、生後、児童福祉施設に預け約1年5か月後に引き取り。(岡山県玉野市)

[16年5月31日・中日] 10ヶ月男児の虐待死で母親の逮捕状請求、前年8月から乳児院に預け4月上旬に引き取り。推定別居期間：生後1か月前後～9か月前後。(兵庫県洲本市)

このほか、未熟児状態で出生したため、母子分離された乳児も愛着障害の危険性は高く、つぎの事件はその一例と考えられます。

[16年7月1日・中日] 保護責任者遺棄致死で両親逮捕。前年7月生まれの双子、未熟児で生後約2か月間入院。10月にひとり死亡、11月に他の子も死亡。(宇都宮市)

参考：資料2(6頁) 愛着障害の症状(軽度から重度まで) ヘネシー・澄子 教授(前東京福祉大学)

## 6 「児童虐待防止に関するシンポジウム」で理念を強調

…予防から早期発見・早期対応、そして自立支援に向けて…

平成16年11月30日、厚生労働省主催、会場＝東京・イイノホール

シンポジスト＝坂本 和子氏(アン基金プロジェクト)／佐藤 拓代氏(東大阪市保健所長)／西澤哲氏(大阪大学大学院人間科学研究科助教授)／矢満田 篤二 の4人

付記：このシンポジウムの要旨は、読売新聞、12月9日付け朝刊に掲載されています。

シンポジストとして、矢満田が提言した理念 ~要旨をスライド映写で紹介~

### 《要保護児童育成の基本理念》

① すべて子どもは、人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で家族の一員として幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長する権利を有する。

この権利を享受して、子どもは、将来構成する家族のモデル像を体得することができる。

② すべて社会は、子どもに最適な生育環境を可能な最大限の範囲において確保し、子どもの最善の利益を常に考慮することにより、子どもが健全に発達する権利を保障しなければならない。

{引用：「新しい家族・44号」(発行=養子と里親を考える会)、40頁 矢満田論文}

留意点：被虐待児を緊急保護したあとの処遇に関して、特に、乳幼児については、二次的な愛着障害を形成させないための配慮が望まれる。

## 第二部 テキスト『子どもの虐待 その実態と援助』の要点

参考：提供テキスト CAPNA ブックレットNo.4 キャプナ出版・発行

付記：CAPNA=Child Abuse Prevention Network Aichi／「子どもの虐待防止ネットワーク・あい

ち」(特定非営利活動法人：N P O)の略

《解説》このブックレットは、C A P N Aが主催した医療関係者セミナーに出講していただいた、津崎哲郎さん(前・大阪市中央児童相談所所長、現職・花園大学教授)の講述録です。

この中から、特に、児童委員の活動に関する留意事項を提示しますが、時間の制約があり詳しく説明できませんから、各自で、十分、お目通しください。

## 1 虐待発生時における地域の連携 参照：5～6頁

児童相談所が関わった虐待ケースの8割が、在宅・面接指導であることから、地域の連携が虐待防止の重要な課題となっています。しかし、福祉・医療・教育など、ほとんどの専門職者は、勤務先として関係地域を担当しているため、帰宅先が遠距離ということもあります。そこで、通常は、児童委員がケースの地域にもっとも近い場所に居住していることから、ケースの現況確認などで、大きな役割が期待されています。

注記：ときには、陰の存在となる配慮も必要です。表面でみると、加害者など親族からの攻撃の矢面に立たされることもあるからです。親族から、「放火してやる」と強迫された例もありますから、家族の安全にも注意してください。

## 2 加虐者の特性理解 参照：8～11頁

虐待している親たちの4分の3以上が、「しつけだ」などと自分を正当化して虐待を認めようとしません。そこで、子どもの命を守るために、強制的な職権行使が執行されます。この加虐者たちの多くは、子ども時代に被虐待歴があり、力のある者には服従し、弱い者には強圧的な態度をとる例が少なくありません。児童委員が優しい人だと、児童相談所や警察との盾に使われることもあります。逆恨みをされるような事態にならぬように、くれぐれも細心の注意をしてください。

注記：子どもが強制保護されたあと、態度が軟化するケースは珍しくありません。そのときから、相談に応じ、家族の再統合について、改善努力をアドバイスすれば耳を傾ける親もあります。しかし、虐待構造の病理は、奥深い闇を有していることを忘れてはなりません。

## 3 通報義務の行使と加虐者への対応 参照：15～23頁

児童委員には、公職者としての通報義務が重く課せられています。通報したときはもちろん、通報しなくてもケースの様子が身近でわかる存在のため、親族たちから執拗な苦情が浴びせられることもあります。「強制保護には反対した」、「自分たちも被害者だ」など、無難な対応も必要です。

注記：親が保護された子どもを一時保護所や施設から無断で連れ戻したら、「略取誘拐罪」で実刑になる、という事例を知っておくと、親との対応に役立ちます。

結語 《きょう社会が子どもを守り あす 子どもが社会をつくる》

家庭養護促進協会(神戸・大阪)のスローガンから

### 資料1 愛着障害が推定される虐待死事件の新聞記事紹介

(注：実名を記号に変換し、傍線とコメントは資料作成者・矢満田が記入。)

#### その1 2歳娘の遺体放置 クーラーボックスに半年余 11人の子の母逮捕

[中日新聞：平成13年3月3日] 要旨

愛知県警小牧署は2日、前年夏に6女(当時2歳)が死亡し、遺体をベランダのクーラーボックスの中に放置したと自首してきた主婦A子容疑者(37)を死体遺棄容疑で逮捕。

平成10年6月、母親が家出をしたため、6女は父親の了解を得て乳児院へ預けられ、翌年12月に自宅へ戻ったが、よく泣くことからきょうだいから疎まれ、「うるさい」「ご飯が遅い」などと日常的にいじめや殴打などの暴力に遭うようになったという。乳児院に入所してからの1年半、父親と母親が施設に来たことは一度もなかった。

【コメント：施設から退所した幼女が半年余も遺体のまま放置されていたということは、その間、児童相談所などによる6女との接触が無かったことを意味する。私は、民生委員として、その約3年前から、ケース実態を承知して、連絡調整会議を開くことを関係者に働きかけ、担当児童相談所へ引き継いだ後、児童相談所任せにしていた当事者の一人として、今も胸の痛む失敗ケースである。】

{注・矢満田の民生児童委員期間＝平7.12.1.～10.11.30.緊急会議の開催日＝平10.5.1.}

## その2 「甘えられてうざったく」 3歳児衰弱死で母親供述

[朝日新聞：平成15年3月7日]

東京都町田市のA子ちゃん(3)が2月末、食事を十分に与えられず衰弱死した事件で、母親のB子容疑者(31)=保護責任者遺棄致死容疑で逮捕=が、警視庁の調べに対し、「S子がしつこく甘えてくるのがうざったくなり、食事を与えなくなつた」と供述していることがわかつた。父親のC容疑者(34)=同=も「妻が育てているから大丈夫だと思った」と供述しているという。町田署の調べでは、B子容疑者は、4人目の子どもとなるA子ちゃんを産んで間もなく、乳児の養育施設に預け、約1年半後に引き取つた。

同居後、A子ちゃんは常にB子容疑者のそばにまとわりつくようになつた。愛情を求めるA子ちゃんをB子容疑者は煩わしく思ふようになり、昨年8月、いたずらの罰として食事を与えなかつたのをきっかけに、押し入れに長時間閉じ込めるなど虐待はエスカレートしていったという。A子ちゃんはその後も十分な食事を与えられず、やせて衰弱していったという。B子容疑者は「死ぬかも知れないとは思ったが、いなくなればいいのにと思った」とも供述しているという。

【コメント：施設退所時、愛着障害を予測した母親への支援が欠落していなかつたか。】

## その3 2歳女児やけど放置死、母親が70度の熱湯シャワー

[読売新聞：平成15年11月21日]

岡山県玉野市で熱湯を浴びた2歳女児を8日間放置して死亡させたとされる殺人事件で、母親の無職A子容疑者(40)がせっかんのため風呂場で四女B子ちゃんに熱湯をかけていたことが21日、県警の調べでわかつた。

A子容疑者は当初、B子ちゃんが自分で熱湯を浴びたと供述していた。B子ちゃんは今年4月に児童福祉施設から帰つて以来、頻繁に押し入れに閉じこめられ、十分な食事も与えられず、体重は約4キロも減っていた。岡山地検は同日、A子容疑者と夫のC男容疑者(39)を殺人罪で起訴した。調べによると、A子容疑者は10月26日午前零時ごろ、B子ちゃんを風呂に入れる際、ぐずつたため、上半身裸のB子ちゃんの背中にシャワーを近づけて約70度の熱湯をかけた。市販の薬をつけたが、B子ちゃんは5日目からぐったりし、8日目にやけどによる敗血症で死亡した。A子容疑者は「死ぬかも知れないと思ったが、食事をあまり与えていないし、熱湯をかけたことがばれるので、病院には連れていけないと思った」と供述しているという。

B子ちゃんは生後間もなく岡山市内の児童福祉施設に預けられ、4月末にA子容疑者の希望で引き取られた。しかし、なつかなかつたため、A子容疑者はミルクだけを飲ませたり、1日2食しか食事を与えなかつたりして、施設で約11キロだったB子ちゃんの体重は約7キロまで減少。泣いたり言うことを聞かなかつたりした時には長時間、押し入れに閉じこめられていた。一方、県児童相談所からB子ちゃん宅を訪問するよう要請されていた玉野市総合保健福祉センターによると、センター職員が7月に2回訪問したが、B子ちゃんとは会わず、玄関先でA子容疑者と話をしただけで帰つていた。同センターは「会つていれば防げていたかもしれない。真剣に受け止めたい」と話している。

## その4 10カ月男児が虐待？死 兵庫・洲本 母親、暴行認める 逮捕状請求

[中日新聞：平成16年5月31日]

30日午後10時ごろ、兵庫県洲本市(淡路島)の飲食店員の母親(32)が「けいれんを起こした」と10カ月の男児を市内の県立淡路病院に運び込んだ。男児は31日未明、硬膜下出血で死亡した。母親が「あやしても泣きやまないので頭を突いたら転倒し、床に後頭部を打ち付けた」と暴行を認める供述をしたため、洲本署は虐待があったとみて殺人容疑で逮捕状を請求、司法解剖をして詳しい死因を調べる。調べでは、母親は来院時、「布団に寝かしつけようとしたらいれんを始めた」と話していた。男児は意識がもうろうとし、緊急手術を受けたが約4時間後の31日未明に死亡。外傷性の出血がみられたため、病院が同署に通報した。

兵庫県中央こどもセンター(児童相談所)によると、母親は男児と2人暮らし。離婚後の生活が苦しいため同センター洲本分室に相談し、昨年8月から男児を明石市にある乳児院に入所させた。今年4月上旬、就職口がみつかったとして男児を引き取り、洲本市の母子生活支援施設で暮らしていた。今月になって同分室に再び男児を乳児院に入所させる相談をし、31日も分室を訪れる予定だった。母親は職員に「子どもはかわいいが、将来を考えると不安でイライラして子どもに当たってしまうこともある」と話していたという。

## その5 栄養失調で乳児死なす 保護責任遺棄で宇都宮の両親逮捕

[中日新聞：平成16年7月1日]

『宮市で昨年10～11月、双子の乳児が生後3、4カ月で相次ぎ栄養失調で死亡した事件で、宇都

宮東署は1日、女児一人の死亡について、保護責任者遺棄致死容疑で両親の同市＊＊町、無職A(26)とB子(34)の両容疑者を逮捕した。二人は容疑を認めているという。調べでは、B子容疑者は昨年7月、双子を出産。両容疑者は、同10月に栄養失調で入院した女児について、医師から適切な授乳指導などを受け、再診察を受けさせる条件で退院の許可を得たのに、受診させずに11月、衰弱死させた疑い。

双子は未熟児で生後約2ヶ月間、入院した。男児も昨年10月に救急搬送された後に死亡しており、同署が調べを進めている。宇都宮市は育児指導を提案したが、断られていた。女児の入院後にも両親と接触しようとしたが、連絡が取れなかつたという。

【コメント：極小未熟児など出生直後から保育器に入れて母子分離するケースでは、愛着形成に関して、ハイリスクを伴うことが小児科医や保健師たちの常識となっている。】

{2005年1月 資料作成者 社会福祉士・矢満田 篤二}

## 資料2 愛着障害の症状(軽度から重度まで)

ヘネシー 澄子 教授 (前・東京福祉大学)

《胎児期からの33ヶ月は、育児環境の良否が脳の組織と機能に深い影響を及ぼす重要な時期である。》

行動面：衝動、刺激、欲求不満に自制がきかず、反抗的、挑戦的、衝動的、破壊的行動が目に付く。反社会的問題行動(嘘をつく、盗みをする、物を壊す、放火をするなど)を起こしやすい。自分を愛そうとする人の言動を束縛と感じて攻撃的、または自虐的、自滅的行為で反応する。他虐的で、小動物や自分より弱者に残酷で怒りっぽく、傷害を与える。

自分に注目を集める行動や注意されるような行動をとる。(間断なくしゃべったり、纏わりついたり、なかなか座ったり寝ついたりしない。)

食べ物を隠して貯めたり、暴食したりして、難点を示す。

感情面：恐怖感と不安感を隠し持つ、その表れとして激怒反応を起こしやすい。

直面したことに対して不適当な感情反応を起こすので、むら気、怒りっぽいと見られる。

抑鬱症状を根底に持つので、心から楽しんだり喜んだりできない。

未来に対して絶望感を抱いている。

思考面：基本的に自分自身、人間関係や人生に対して、否定的、消極的な考えを抱いている。原因と結果の関係がわからない。常識が無い。

物事に集中できず、年齢相応な考え方がない。学習障害が目立つ。

人間関係：人を信じない。威張り散らす。人を操ろうとする。心からの情愛を受け入れず、自分も人へ与えることができない。

知らない人に恐怖感無く接近し、誰でも構わず上辺だけの愛嬌と親しさを見せる。同年代の人たちと長期にわたる友人関係が保てない。

自分の問題や失敗を他人のせいにする。自分の行動に対して責任を持たず、後悔や自責の念が乏しく、良心が欠如している。

自分のしたことに対して他人を責め、責任を転嫁し、ひどいときには、親から虐待されたと訴えたりする。

自分に対して権限を持つ人、特に母親と慢性の間断無い抑圧問題、権力争いを起こす。

親から示される愛情を受け入れないので、触覚防御児と診断されることがあるが、自分が欲するときは、平気で人に不穏なやり方で触ったり、触って欲しいと要求する。

自分はいつも被害者だと確信しているので、教師、医者、心理治療者を操って、専門家と親との間に確執を起こす。

自分に近しくない人々には正常な態度で接近するので、三角関係を引き起こし易い。

学校の先生や医者へは、両親に対するのと異なる態度を示すため、両親の方に問題が有ると見られ非難されがちで、両親は、それらの人に怒りを感じている。それで、さらに両親は常軌を逸して怒りっぽいという印象を与え易い。

身体的：非衛生的、触られることを嫌がり、遺尿症、衝動や刺激に対して自制が効かず怪我をし易く、痛みに対して忍耐強い。遺伝的に過激行動性や抑鬱症がある。

道徳面・宗教面：共感、信心、同情、後悔、社会的な価値観に欠ける。

邪悪や人生の暗い側に自分を合わせる。